

さ情審査答申第254号
令和5年11月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年5月26日付けで貴職から受けた、「さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業において、区23-1号線が東西連絡道として計画されている事に関する以下の情報 ① JRとの協議の有無及びその内容が分かる資料 ② 東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料 ③ 道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料 ④ 区23-1号線に交差する、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るか否かが分かる資料（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年12月1日付け都都心大西第2798号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、再調査の上対象となる文書を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 情報不開示の理由とされる「東西連絡道路についての各者との協議記録がなく、存在しない」「区23-1号線の最終的な姿が決定しておらず、存在しない」との回答により、東口側に抜ける為には必須となる各者との

事前協議も無く、どのような形で実現するかを検討も無いまま予定地の位置や幅員が根拠無く決定されることがあり得るのかとの疑問が生じる。

当該区画整理事業では平面の道路図面が作成されている以上は何らかの根拠に基づくものであると考えられる。

- (2) 第四土地区画整理事業においては、事業区画内の地権者に対して宅地の減歩を行っており、減歩の緩和措置を行った狭小地を所有する地権者は清算金が徴収される事となります。

減歩率や清算金の算出には当然、路線価指数が影響するが、東西連絡道路予定地とされる土地がその計画においてJRや東口との協議が無く、道路としての姿が確認できる資料、検討の過程の資料も無いとなると、そもそも実現性の無い計画であったのではないかという疑義と、減歩の算出根拠の妥当性に対する疑義が生じます。

そして、現在の道路平面図が東西を結ぶ道路となり得る根拠についても、JRや東口との協議が無い状態でありながらどのような根拠でその位置や幅員が決定されたのかについても疑問が生じます。

- (3) また、当該地には「東西連絡道は作られずにJRの敷地内にバスターミナルを作るためのアクセス道となる」「東口へは抜けずに新都心方面に繋がる」「道路にはならずフェンスで囲われる」といった複数の噂も存在し、それぞれはどこからかの口頭説明によるものと認識されています。
- (4) 加えて、東西連絡道路予定地が道路として拡幅された事で隣接地の容積率が上がり高層マンションが建設されましたが、このマンションを購入した住民は、購入時の重要事項説明において目前の道路は東口に抜ける計画であるとの説明を受けており、将来的な利便性を考慮して購入している方も少なくありません。

そしてこれは、西口当該地周辺だけでなく東口においても同じで「西へ抜ける道路が出来るから便利になる」との認識でマンションを購入している方も実際にいます。

さらに当該地区南側の上落合地区では、東西連絡道路として横たわる土地が道路として整備されなかった場合、南北方向に交差する道路が遮断され、駅へ行く為には迂回しなくてはならなくなるのではないかという事も懸念されています。

- (5) 区画整理事業はあと数年で完了する段階にあり、現時点でJRや東口との協議も東口の用地確保もなされていないのであれば連絡道路建設は現実的には不可能であると思われ、現時点で市民に対しての説明は行われておらず代替案についても示されていない状態です。

上記の理由と懸念される社会的影響の大きさから、地権者はもとより地域住民にとって不利益とならない為にも、また区画整理事業として問

題を残さず完了する為にも適切な審査が必要であると考えます。

- (6) 弁明書の5における「① JRとの協議の有無及びその内容が分かる資料」及び「② 東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料」については各者との協議記録が存在しないため。」の記載事実については不知、「③ 道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料」「④ 区23-1号線に交差する、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るか否かが分かる資料」については区23-1号線の道路設計の詳細が決定しておらず、存在しない」の記載事実は否認する。

理由は、当区画整理事業は平成3年頃より計画検討され平成5年には都市計画決定、そして平成7年に区画整理事業の決定、その過程においては大宮市建設局による測量調査や検討が行われている。この30年の間には複数回の事業変更も行われており、平成23年の事業変更説明には「立体交差部については別途事業」としながらも東西連絡道計画が存在し続けている事を示している。即ち、東西連絡道路の計画が変更されていないままこの長きにわたり検討の経緯が確認できる資料が全く事業者に共有されていないとは考えにくいからである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和4年11月19日付けで行政情報開示請求のあった行政情報については、その存在が確認されなかったため、行政情報不開示決定処分としたもの。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「再調査の上対象となる文書を開示するよう求めます。」と主張している。

行政情報開示請求のあった行政情報のうち、「① JRとの協議の有無及びその内容が分かる資料」及び「② 東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料」については各者との協議記録が存在しないため。また、「③ 道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料」及び「④ 区23-1号線に交差する、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るか否かが分かる資料」については、区23-1号線の道路設計の詳細が決定しておらず、存在しないことから行政情報不開示決定処分としたものである。

なお、審査請求人が述べている、減歩率や東西連絡道路としての位置づけについては、当該土地区画整理事業の事業計画により定められている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年11月19日に開示請求を行った「さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業において、区23-1号線が東西連絡道として計画されている事に関する以下の情報 ① JRとの協議の有無及びその内容が分かる資料 ② 東口側との協議の有無及びその内容が分かる資料 ③ 道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料 ④ 区23-1号線に交差する、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るか否かが分かる資料」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、当該行政情報は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は本件対象行政情報の全部開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

本件対象行政情報は、さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業の施行に関連するものである。当該土地区画整理事業は平成7年に事業決定され、現在も施行中である。この間において、当該土地区画整理事業の施行地区である大宮駅西口地区とJRの線路敷を挟んで大宮駅東口地区を結ぶ（仮称）大宮駅南・東西連絡道路（以下「東西連絡道路」という。）の建設が検討されてきた経過がある。審査請求人の求める4つの行政情報はこの検討経過に関わるものである。

① JRとの協議の有無及びその内容の分かる資料について

東西連絡道路は当該土地区画整理事業において区画街路23-1号線として示されている構造物である。これを大宮駅東口地区と結ぶ連絡道路として整備するにあたり、法律上の手続き（都市計画決定）に入っていく予定であった。しかしながら都市計画決定は難しい状況になり、現在に至っている。そうした状況で、JRとの協議は行っておらず、それに関する資料は存在しないとの実施機関の説明である。

② 東口側との協議の有無及びその内容の分かる資料について

東西連絡道路については①に関して前述した通りであり、その状況で実施機関は東口側との協議は行っておらず、それに関する資料も存在しないとの実施機関の説明である。

③ 道路としての最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面と、その検討の経緯が確認できる一切の資料について

東西連絡道路については①に関して前述した通りであり、その状況で東西連絡道路の道路設計の詳細が決定しておらず最終的な姿（高架、アンダーパス等）が分かる資料及び図面等の資料は存在しないとの実施機関の説明である。

- ④ 区23-1号線に交差する、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るか否かが分かる資料について

東西連絡道路については①に関して前述した通りであり、その状況で東西連絡道路の道路設計の詳細が決定しておらず、区8-12号線、区6-9号線、区6-7号線が交差点として残るか否かの資料は存在しないとの実施機関の説明である。

以上、実施機関の説明であるが、当審査会としてはその説明に疑義を挟む余地はなく、①、②、③及び④について審査請求人の求める行政情報は存在しないと判断せざるを得ない。

なお、審査請求人は口頭意見陳述において、東西連絡道路の帰趨について深い憂慮を示し、発言されたが、これについては当審査会の判断に及ぶところではない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 5月26日	諮問の受理（諮問第588号）
②	令和 5年 7月13日	審議
③	令和 5年 8月 3日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 9月21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和 5年10月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)